

議案第 38 号

伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年伊賀市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 節 運営に関する基準（第 59 条の 6—第 59 条の 20）」を

「第 4 節 運営に関する基準（第 59 条の 6—第 59 条の 20）」

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第 59 条の 20 の 2・第 59 条の 20

の 3）」に、「第 5 節」を「第 6 節」に改める。

第 1 条中「第 2 項の規定」の次に「及び共生型地域密着型サービスの事業に係る法第 78 条の 2 の 2 第 2 項の規定」を加え、「指定密着型サービス」を「指定地域密着型サービス」に改める。

第 2 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第 78 条の 2 の 2 第 1 項の申請に係る法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第2条第2項を次のように改める。

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法人

(2) 病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下第9章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）に係る指定の申請に限る。）

(3) 法第70条第2項第6号に規定する役員等が、伊賀市暴力団排除条例（平成23年伊賀市条例第1号）第2条に規定する暴力団員等でない者

第5条第1項第1号中「定めるもの」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第6条第1項第2号中「（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「法第115条の46条第1項」を「法第115条の46第1項」に、「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「提供する場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護

職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第 47 条第 2 項中「3 年以上」を「1 年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上）」に改める。

第 59 条の 9 に次の 1 号を加える。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

第 59 条の 25 中「9 人」を「18 人」に改める。

第 59 条の 27 第 1 項中「運営規定」を「重要事項に関する規程」に改める。

第 59 条の 38 中「定期巡回」を「運営規定」とあるのは、「第 59 条の 34 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回」に改める。

第 3 章の 2 中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第 59 条の 20 の 2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支

援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域

密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「特定施設」の次に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「」の事業」を「」の事業」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「3人以下とする」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護、（第7項）を「当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第7項）に、「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所

及び第 191 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 6 項の表中「又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院」に改め、同条第 7 項中「以下「本体事業所」を「以下この章において「本体事業所」に改める。

第 83 条第 3 項、第 84 条、第 103 条第 3 項、第 111 条第 2 項及び第 112 条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 117 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 125 条第 3 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 130 条第 4 項中「看護職員のうち 1 人以上及び介護職員のうち」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第 7 項第 1 号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第 138 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 151 条第 3 項中「以下この条において同じ。）及び」を「以下この項において同じ。）に」に、「（平成 11 年厚生労働省令第 39 号）」を「（平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）に、「」を併設する場合」を「以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第 47 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第 4 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第 8 項第 2 号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 介護医療院 介護支援専門員

第 153 条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第 157 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 165 条の次に次の 1 条を加える。

(緊急時等の対応)

第 165 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 151 条第 1 項第 1 号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第 168 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第 182 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 186 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 緊急時等における対応方法

第 190 条中「複合型サービス（施行規則第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 191 条第 1 項中「（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）」を「（第 82 条第 7 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に、又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 44 条第 7 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第 6 項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第 82 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 6 項中「（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）」を「（第 82 条第 7 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、そ

の処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条中第8項を第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。
- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅

介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「あつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員」を「あつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」に改め、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第202条中「提供回数等の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の6項を加える。

(経過措置)

- 2 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第10条第2項の

規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）施行の際現に 2 を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第 113 条第 1 項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

3 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第 5 項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第 152 条第 1 項第 7 号アの規定にかかわらず、食堂は、1 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40 平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第 152 条第 1 項第 7 号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

- (2) 食堂は、1 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40 平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- 5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第 152 条第 1 項第 8 号及び第 180 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2 メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6 メートル以上とする。
- 6 第 130 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。
- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数
- 7 第 132 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の

開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年伊賀市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法人

(2) 法第 70 条第 2 項第 6 号に規定する役員等が、伊賀市暴力団排除条例（平成 23 年伊賀市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団員等でない者

第 4 条中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 9 条第 1 項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第 178 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が 1 日当たり 12 人以下となる数とする」に改める。

第 44 条第 6 項の表中「又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定

する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院」に改める。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

(伊賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 伊賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年伊賀市条例第9号)の一部を次のとおり改正する。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができる」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めな

ればならない。

第31条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第21条第1項に規定する担当職員その他の従業者の勤務の体制についての記録
- (2) 介護予防サービス計画費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第31条第2項第2号エ中「第33条第15号」を「第33条第16号」に改め、同号オ中「第33条第16号」を「第33条第17号」に改める。

第33条第9号中「のために介護予防サービス計画」を「のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画」に改め、同条中第28号を第30号とし、第22号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、同条第21号中「以下」を「次号及び第24号において」に改め、同号を同条第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第33条中第20号を第21号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同条第16号中「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第15号を同条第16号とし、同条第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。